

令和4年流山市議会第2回定例会議案

6月2日招集
流山市

目 次

- 27 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度流山市一般会計補正予算（第1号））
- 28 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度流山市一般会計補正予算（第2号））
- 29 令和4年度流山市一般会計補正予算（第3号）
- 30 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）
- 32 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 33 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型））
- 34 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 35 工事請負契約の締結について（中央消防署移転に伴う造成工事）
- 36 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 37 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 38 流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 39 市道路線の認定について
- 40 市道路線の廃止について

- 4 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 5 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 6 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 7 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 8 繰越計算書について（水道事業会計）
- 9 繰越計算書について（下水道事業会計）

- 1 0 専決処分の報告について
- 1 1 専決処分の報告について
- 1 2 専決処分の報告について

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給、新型コロナウイルス感染症の拡大により自宅療養者が増加したことに伴う配食及び日用品の配達並びに新型コロナウイルスワクチンの若い世代の3回目接種率向上に向けた集団接種会場の設置及び4回目の接種体制の確保に係る費用について、特に緊急を要したため、令和4年4月14日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和4年度流山市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年4月14日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を給付するに当たり、特に緊急を要したため、令和4年5月19日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算（第2号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和4年度流山市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年5月19日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 30 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されることから、当該制度に係る事務の手数料を追加するためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第10の1の項中「この項」を「この表」に改める。

別表第10中5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につきこの表の2の項に掲げる区分に応じた長期優良住宅維持保全計画認定申請に係る手数料の額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更認定にあつては、この表の摘要2に定める額）に2分の1を乗じて得た額</p>
---	--

別表第10の1の項の次に次のように加える。

<p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定</p>	<p>申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>1件につき13,000円</p>
	<p>関により認定基準に適合している</p>	<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以内のもの</p>	<p>1件につき25,000円</p>
	<p>ていると</p>	<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超</p>	<p>1件につき42,000円</p>

による 長期優 良住宅 維持保 全計画 の認定 の申請 (以下 「長期 優良住 宅維持 保全計 画認定 申請」 とい う。) 対 する審 査	確認され たもので ある場合	え、10戸以 内のもの	
		共同住宅等 で、建築物 全体の住戸の 数が10戸を 超え、25戸 以内のもの	1件につき66,000円
		共同住宅等 で、建築物 全体の住戸の 数が25戸を 超え、50戸 以内のもの	1件につき115,000円
		共同住宅等 で、建築物 全体の住戸の 数が50戸を 超え、100 戸以内のもの	1件につき188,000円
		共同住宅等 で、建築物 全体の住戸の 数が100戸 を超え、200 戸以内のもの	1件につき314,000円
		共同住宅等 で、建築物 全体の住戸の 数が200戸 を超え、300 戸以内のもの	1件につき391,000円

	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき429,000円
申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により認定基準に適合していると確認されたもの以外の場合	一戸建ての住宅	1件につき66,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以内のもの	1件につき161,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以内のもの	1件につき260,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以内のもの	1件につき514,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以内のもの	1件につき935,000円
	共同住宅等で、建築物	1件につき1,629,000円

	全体の住戸の数が50戸を超え、100戸以内のもの	
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え、200戸以内のもの	1件につき3,017,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え、300戸以内のもの	1件につき4,321,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき5,290,000円

別表第10の摘要3中「2の項」を「3の項」に改め、同表摘要3を同表摘要4とし、同表摘要2を同表摘要3とし、同表摘要1の次に次のように加える。

摘要2 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画認定申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定によるものに限る。）に係る手数料の額は、この表の2の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に応じた手数料の額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和4年度以後の市民税及び固定資産税の賦課等について特に緊急を要したため、令和4年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第32条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第33条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第35条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第47条の2の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第45条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第63条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第63条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第3条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第5条の3第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条

第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第5条の4第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第7条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改

める。

附則第 1 1 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 1 2 条の 2 第 3 項中「、第 3 7 条の 8 又は第 3 7 条の 9」を「又は第 3 7 条の 8」に改める。

附則第 1 4 条の 4 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 1 4 条の 5 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 1 4 条の 5 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 2 2 条を削る。

（流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第 2 条 流山市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年流山市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち流山市税条例第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 1 6 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第23条第2項及び第35条の3の3第1項並びに附則第1条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中流山市税条例附則第7条の2の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中流山市税条例第35条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第35条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の3の2第1項及び第12条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第22条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (3) 第1条中流山市税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項並びに第35条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第11条の3第2項、第14条の4第4項並びに第14条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（流山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年流山市条例第21号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (4) 第1条中流山市税条例第16条の4の改正規定、同条例第63条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第63条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第4項及び第5項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第16条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる

同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の流山市税条例(以下「新条例」という。)第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「2号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の流山市税条例(次項において「旧条例」という。)第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の流山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の流山市税条例附則第7条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備

に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第63条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 5 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第63条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和4年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、令和4年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第10項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16項中「附則第6項」を「附則第5項、第6項」に、「附則第11項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改める。

附則第17項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第33項から第35項まで若しくは第37項から第39項まで」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項若しくは第32項から第36項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。ただし、改正後の条例附則第10項の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 33 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）1台 |
| 2 | 取得目的 | 消防自動車の更新 |
| 3 | 取得金額 | 58,850,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目5番11号
小西ビル1階
長野ポンプ株式会社 東京営業所
所長 藤井 利男 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）概要

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 型 式 | 水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）
3トン級シャシ、ハイルーフダブルキャブ |
| 2 | 規 格 | 全長 6,100ミリメートル
全幅 1,950ミリメートル
全高 3,000ミリメートル |
| 3 | エンジン出力 | 110キロワット（150PS） |
| 4 | 駆 動 | 4輪駆動方式 |
| 5 | 乗車人員 | 5名 |
| 6 | 主な車両装備品及び付属品 | (1) 赤色警光灯
(2) 電動サイレン
(3) 空気呼吸器一式
(4) 照明器具一式
(5) 三連はしご
(6) カギ付きはしご
(7) ホースカー
(8) 各種ホース
(9) ホース搬送バッグ
(10) ジェットシューター
(11) フルボディハーネス
(12) 熱画像直視装置
(13) バッテリー式カッター
(14) 泡消火薬剤
(15) 充電式レシプロソー |
| 7 | 履行期間 | 議会の議決の日の翌日から令和5年2月28日まで |

業 者 経 歴 表

会 社 名	長野ポンプ株式会社	
代 表 者	代表取締役 長野 幸浩	
自 己 資 本 額	184,576 千円 (資本金額 27,000千円)	
所 在 地	本 社	石川県金沢市浅野本町口145番地
	営 業 所 等	東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階
主 な 取 扱 商 品 及 び 事 業 内 容	(1) 消防ポンプ自動車製造販売及び修理 (2) 消火設備、避難設備等、消防防災設備、設計、施工 (3) 消防防災用品販売 (4) 消防設備保守点検	
過 去 2 か 年 の 年 間 平 均 販 売 実 績 高	令和2年4月期	2,847,979 千円
	令和3年4月期	2,667,128 千円
	平 均	2,757,553 千円
過 去 の 主 な 販 売 実 績	物 品 名	水槽付消防ポンプ自動車 (CD-I型) 1台
	発 注 者	千葉県流山市
	契 約 金 額	57,530,000円
	納 入 年 月 日	令和4年1月26日
	物 品 名	水槽付消防ポンプ自動車 2台
	発 注 者	千葉県千葉市
	契 約 金 額	121,906,100円
	納 入 年 月 日	令和4年2月9日
	物 品 名	水槽付消防ポンプ自動車 (I-A型) 1台
発 注 者	埼玉県川口市	
契 約 金 額	67,430,000円	
納 入 年 月 日	令和4年2月14日	

議案第 34 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 | 取得目的 | 高規格救急自動車の更新 |
| 3 | 取得金額 | 41,800,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目24番8号
こだまファンタジアビル6階
株式会社ベルリング
代表取締役 飯野 壘 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

高規格救急自動車概要

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 型 式 | 高規格救急自動車用シャシ |
| 2 | 規 格 | 全長 5,700ミリメートル
全幅 2,000ミリメートル
全高 2,600ミリメートル |
| 3 | エンジン出力 | 140PS |
| 4 | 駆 動 | 4輪駆動方式 |
| 5 | 乗車人員 | 7名 |
| 6 | 主な車両装備品及び付属品 | (1) LED赤色警光灯
(2) モーターサイレン
(3) 心臓マッサージシステム
(4) メインストレッチャー
(5) 間仕切り壁
(6) 搬送用アイソレーター
(7) 酸素吸入装置
(8) 自動吸引装置
(9) 高度救命処置用資機材一式 |
| 7 | 履行期間 | 議会の議決の日の翌日から令和5年2月28日まで |

業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社ベルリング	
代 表 者	代表取締役 飯野 墨	
自 己 資 本 額	30,253千円 (資本金額 10,000千円)	
所 在 地	本 社	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目24番8号 こだまファンタジアビル6階
主 な 取 扱 商 品 及 び 事 業 内 容	(1) 救急車・ポンプ車・指揮車・火災調査車・救助工作車・その他 消防車両の販売 (2) 消防用資機材及び消防関連製品の販売 (3) 防災用資機材及び防災関連製品の販売	
過 去 2 年 間 平 均 販 売 実 績	令和2年5月期	230,648千円
	令和3年5月期	674,530千円
	平 均	452,589千円
過 去 の 主 な 販 売 実 績	物 品 名	2中央2高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入
	発 注 者	茨城県つくば市
	契 約 金 額	49,830,000円
	納 入 年 月 日	令和3年2月26日
	物 品 名	救急車更新
	発 注 者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター
	契 約 金 額	31,920,000円
	納 入 年 月 日	令和4年3月31日

議案第 35 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の名称 | 中央消防署移転に伴う造成工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 374,000,000円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3
イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体
構成員 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3
(代表者) 株式会社イズミ
代表取締役 倉持 和幸
構成員 流山市前ヶ崎388番地の1
株式会社コウヨウ
代表取締役 大藤 瑠介 |

参考資料

中央消防署移転に伴う造成工事概要

- 1 工事場所 流山市大畔413番1ほか
- 2 工事概要等
 - (1) 工事件名 中央消防署移転に伴う造成工事
 - (2) 概要
 - ア 基盤整備一式
 - イ 掘削工 $V = 17,000$ 立方メートル
 - ウ 盛土工 $V = 470$ 立方メートル
 - エ 構造物撤去工一式
 - オ 間知ブロック積み擁壁 ($H = 5.0 \sim 2.0$ 型)
 $L = 157$ メートル
 - カ 現場打擁壁 ($H = 1.0 \sim 3.0$ 型)
 $L = 88$ メートル
- 3 工期 議会の議決の日の翌日から令和5年6月30日まで
- 4 設計 東京都千代田区九段南四丁目6番12号
株式会社石本建築事務所 東京オフィス
- 5 施工 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3
イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体
- 6 工事費 374,000,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

入札金額	340,000,000円	(税抜)	
請負代金額	374,000,000円	(税込)	《消費税率10%》
うち取引に係る	(34,000,000円)		
消費税及び地方消費税の額			

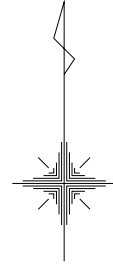
業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社イズミ			
代 表 者	代表取締役 倉持 和幸			
自 己 資 本 額	436,295 千円 (資本金額 20,000千円)			
所 在 地	本 社	千葉県流山市おおたかの森西三丁目3番地の3		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	令和3年8月10日 千葉県知事許可(特-3)第28229号 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、解体工事業 令和3年8月10日 千葉県知事許可(般-3)第28229号 管工事業			
営 業 種 目	土木工事、造園工事、舗装工事、解体工事、とび・土工工事			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁(千円)	民間(千円)	合計(千円)
	令和2年6月期	267,136	716,123	983,259
	令和3年6月期	635,675	742,543	1,378,218
	平 均	451,406	729,333	1,180,739
過 去 の 主 な 工 事 経 歴	工 事 名	盛土造成工事(H28-1)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	112,590,000円		
	工 期	平成28年8月10日から平成30年2月28日まで		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	駒木第2污水枝線工事(T0-201)		
	発 注 者	流山市上下水道局		
	工 事 金 額	95,148,000円		
	工 期	平成30年10月25日から令和元年6月28日まで		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	第9-4污水枝線工事(E2-941)			
発 注 者	流山市上下水道局			
工 事 金 額	86,108,000円			
工 期	令和2年7月16日から令和3年6月30日まで			
受 注 形 態	元請			

業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社コウヨウ			
代 表 者	代表取締役 大藤 瑠介			
自 己 資 本 額	19,880千円 (資本金額 1,000千円)			
所 在 地	本 社	千葉県流山市前ヶ崎388番地の1		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	令和3年8月30日 千葉県知事許可(般-3)第47312号 土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業			
営 業 種 目	土工工事、舗装工事、とび・土工工事			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁 (千円)	民間 (千円)	合計 (千円)
	令和2年9月期	23,110	120,300	143,410
	令和3年9月期	31,584	128,838	160,422
	平 均	27,347	124,569	151,916
過 去 の 主 な 工 事 経 歴	工 事 名	道路築造工事 (H28-2)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	13,176,000円		
	工 期	平成29年2月10日から同年6月30日まで		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	公共運動公園周辺地区整備工事 (91街区粗造成)		
	発 注 者	千葉県流山区画整理事務所		
	工 事 金 額	22,422,400円		
	工 期	令和2年12月17日から令和3年3月25日まで		
受 注 形 態	元請			
過 去 の 主 な 工 事 経 歴	工 事 名	県単運動公園周辺地区整備工事 (2号調整池付帯工事)		
	発 注 者	千葉県流山区画整理事務所		
	工 事 金 額	13,101,000円		
	工 期	令和3年8月13日から同年12月20日まで		
	受 注 形 態	元請		

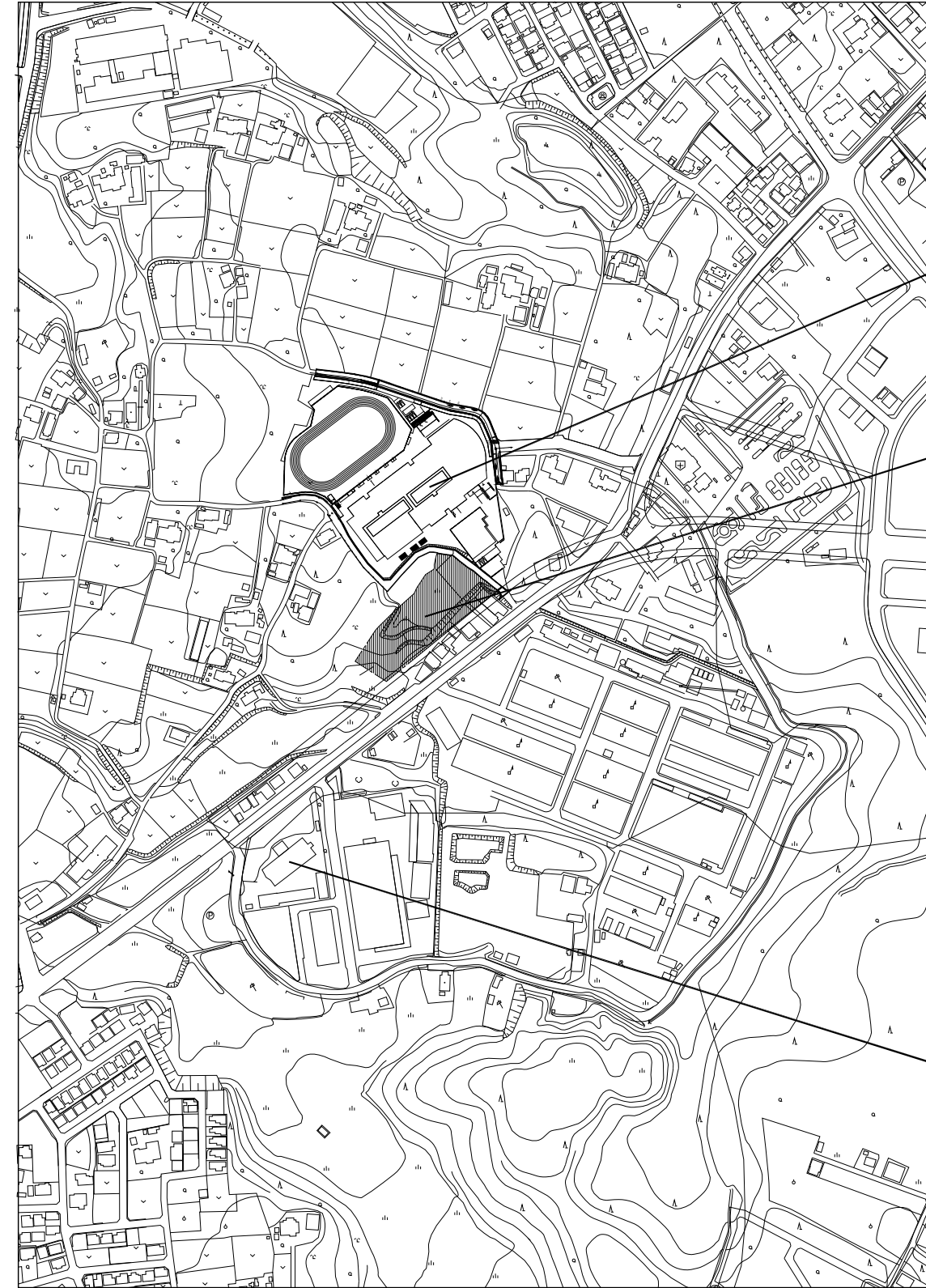
位置図



工事場所：
流山市大畔413番1ほか



案内図

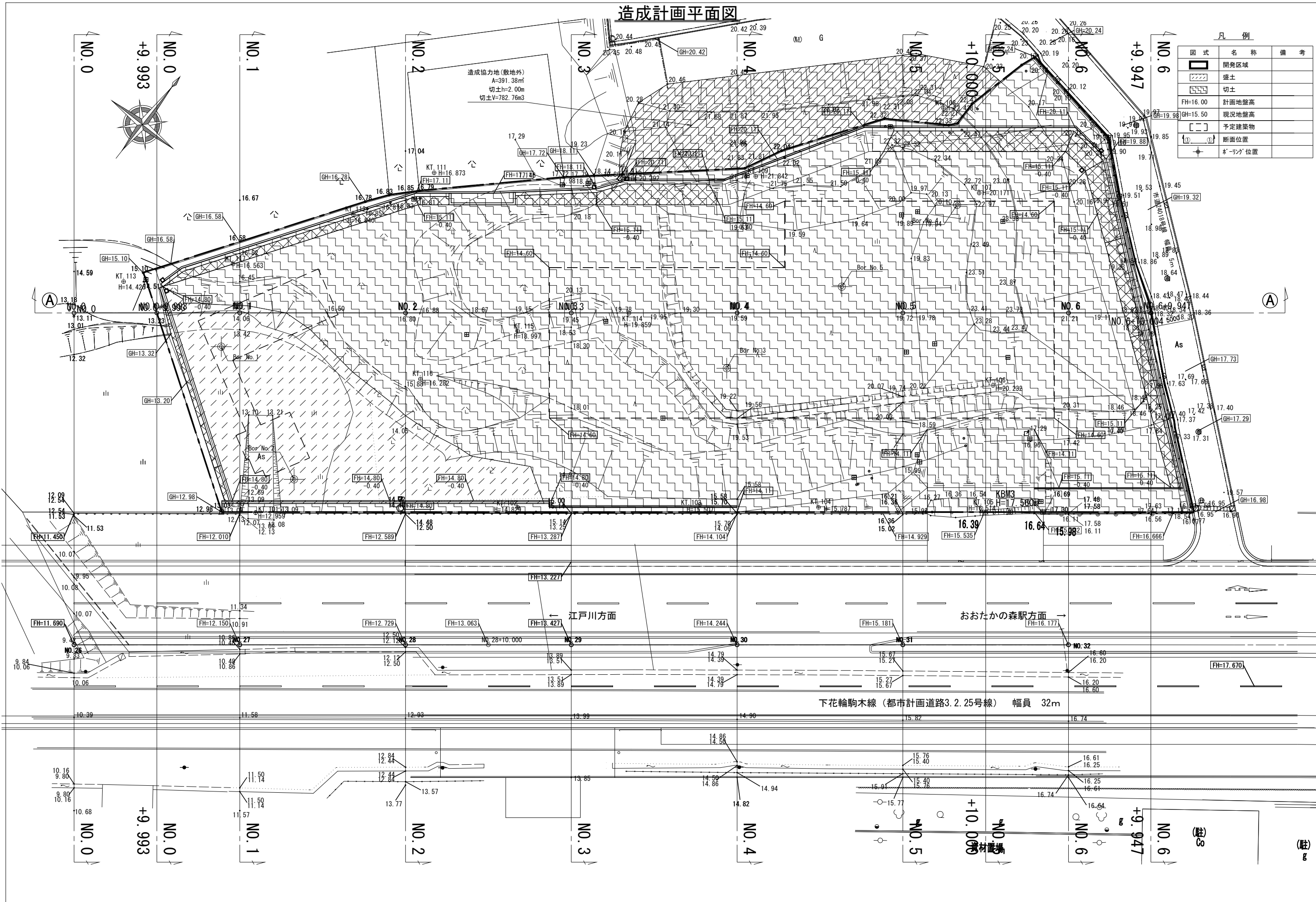


おおぐろの森小学校

工事場所

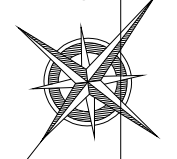
流山警察署

造成計画平面図



凡例

図式	名称	備考
[Hatched Box]	開発区域	
[Diagonal Lines]	盛土	
[Cross-hatched Box]	切土	
[FH=16.00]	計画地盤高	
[GH=15.50]	現況地盤高	
[Dashed Box]	予定建築物	
[Arrow]	断面位置	
[Star]	※-リウノ位置	



造成協力地 (敷地外)
A=391.38㎡
切土h=2.00m
切土V=782.76m³

下花輪駒木線 (都市計画道路3.2.25号線) 幅員 32m

江戸川方面

おおたかの森駅方面

NO. 0
+9.993

NO. 1
+9.993

NO. 2
+9.993

NO. 3
+9.993

NO. 4
+9.993

NO. 5
+9.993

NO. 6
+9.993

NO. 6
+9.947

NO. 6
+9.947

NO. 5
+10.000

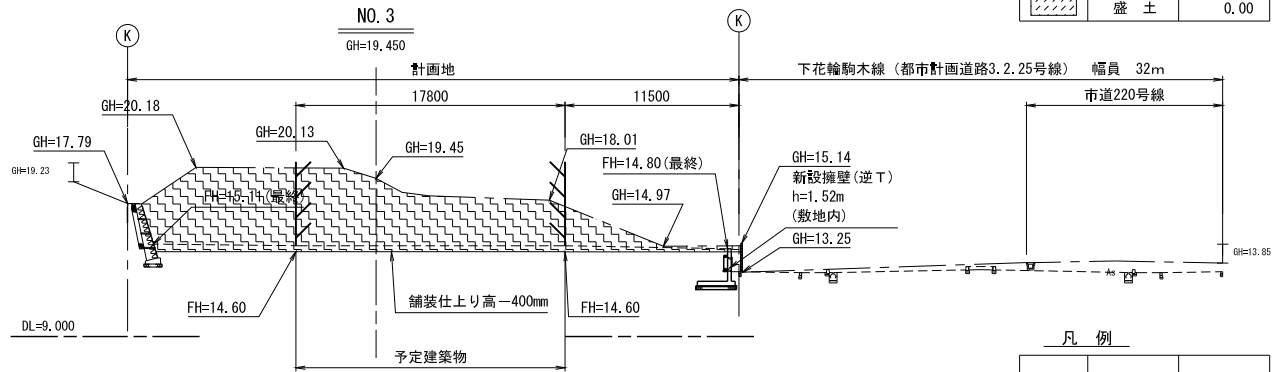
NO. 6
+10.000

NO. 6
+10.000

NO. 6
+10.000

造成計画断面図

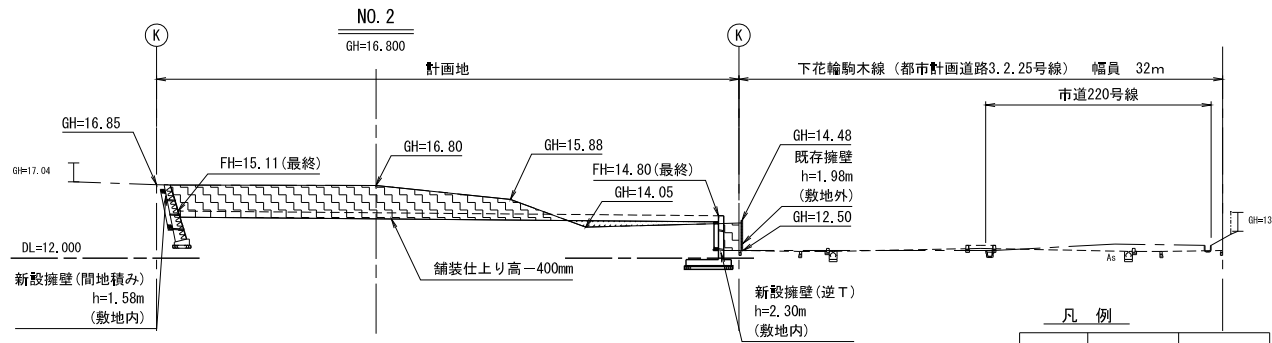
No. 3 断面図



凡例		
図式	名称	数量 (m ³)
	切土	139.10
	盛土	0.00

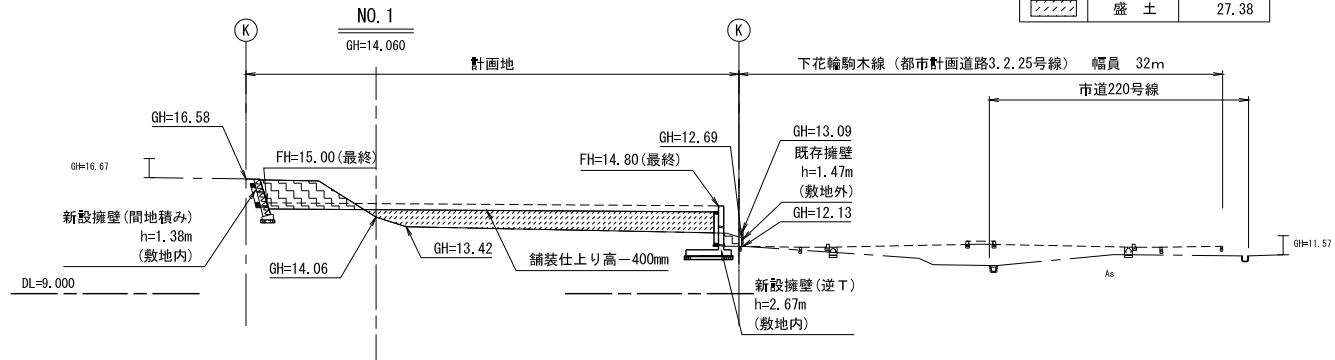
凡例		
図式	名称	数量 (m ³)
	切土	48.95
	盛土	2.57

No. 2 断面図

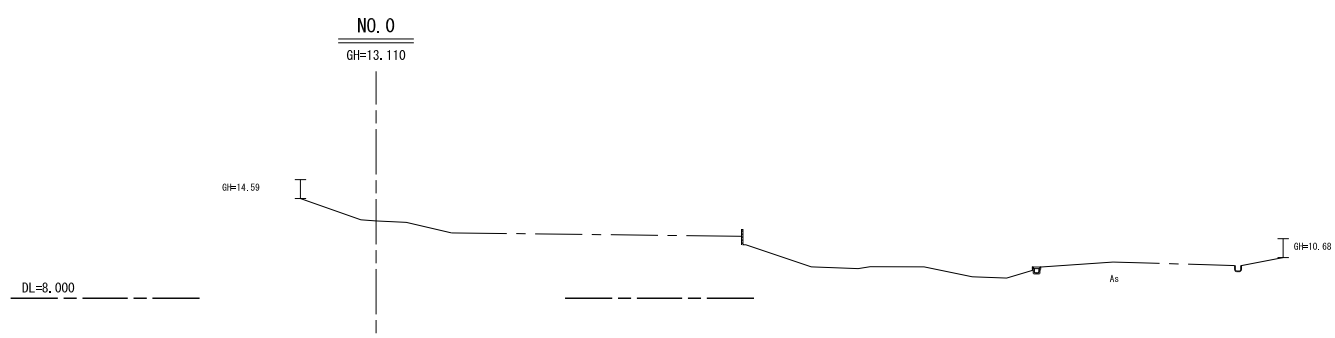


凡例		
図式	名称	数量 (m ³)
	切土	10.39
	盛土	27.38

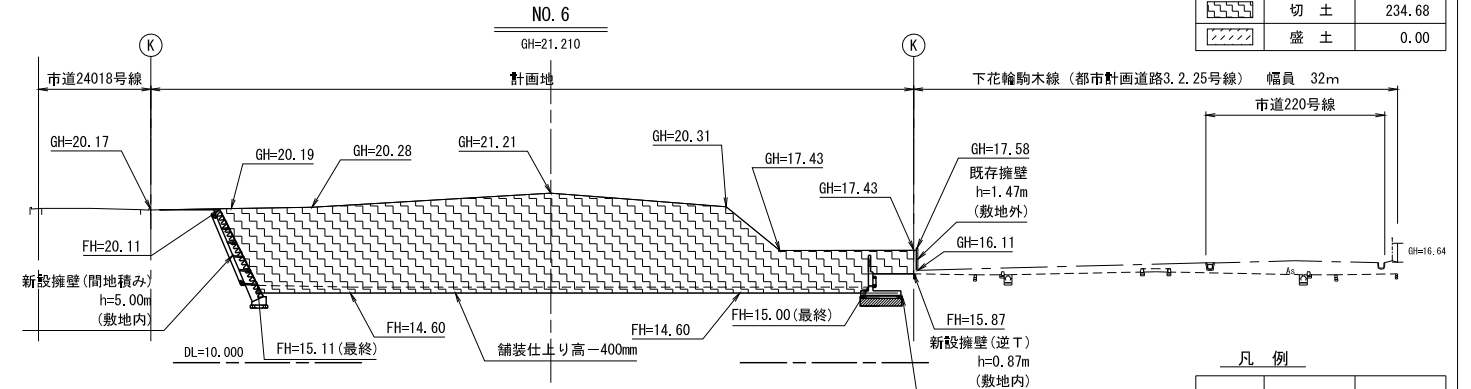
No. 1 断面図



No. 0 断面図



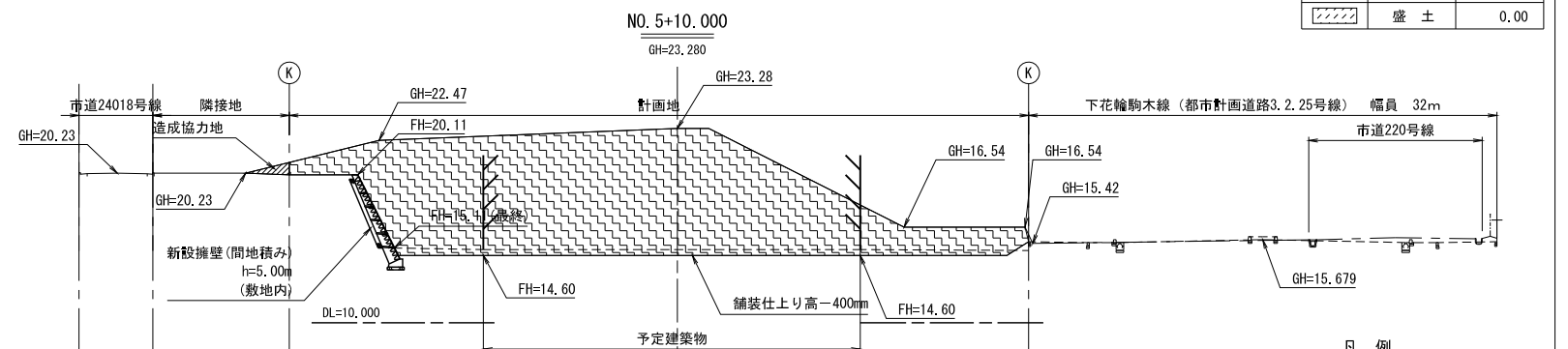
No. 6 断面図



図式	名称	数量 (m ³)
	切土	234.68
	盛土	0.00

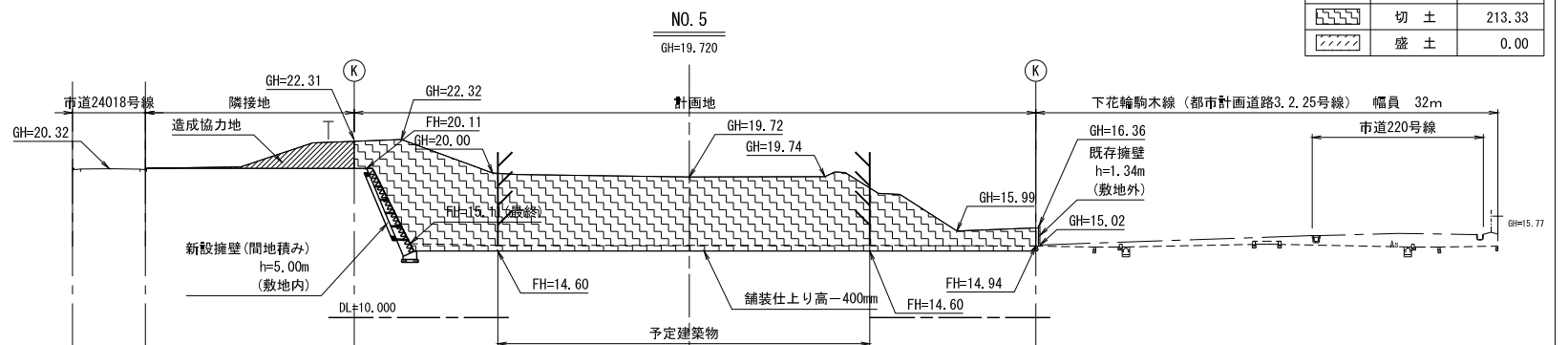
凡例		
図式	名称	数量 (m ³)
	切土	284.18
	盛土	0.00

No. 5+10.000 断面図



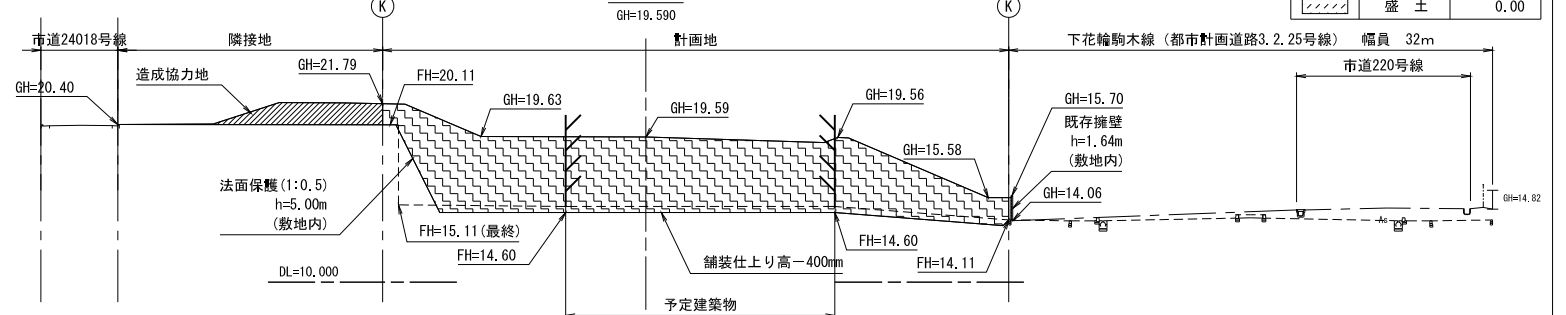
凡例		
図式	名称	数量 (m ³)
	切土	213.33
	盛土	0.00

No. 5 断面図



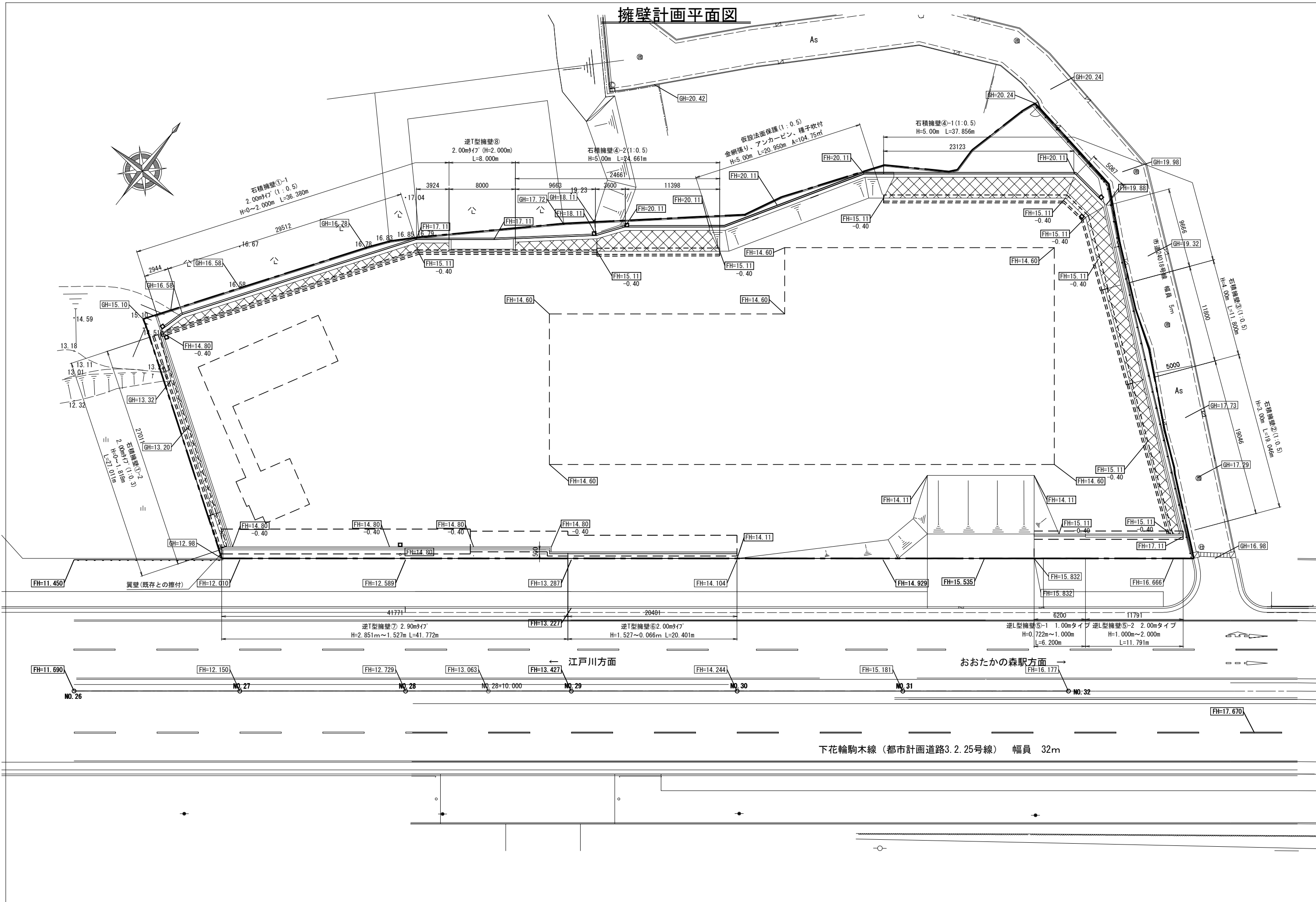
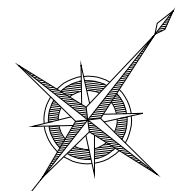
凡例		
図式	名称	数量 (m ³)
	切土	180.55
	盛土	0.00

No. 4 断面図



凡例		
図式	名称	数量 (m ³)
	切土	180.55
	盛土	0.00

擁壁計画平面図



下花輪駒木線 (都市計画道路3.2.25号線) 幅員 32m

議案第 36 号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改正に伴い、保育事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能となるよう保育事業者等の運営基準を改めるためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年流山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)」を

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第4章 雑則(第53条)

」

に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供し

ようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 平和台1丁目地区地区計画の都市計画決定に伴い、この地区計画の地区整備計画区域について建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定めるためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

平和台1丁目 地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された平和台1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------------------	--

別表第2に次のように加える。

平和台1丁目 地区地区整備 計画区域		<p>以下に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの</p> <p>(2) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 老人福祉センター、児童厚生施設 その他これらに類するもの</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 事務所</p> <p>(7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>
--------------------------	--	---

別表第4に次のように加える。

平和台1丁目 地区地区整備 計画区域		5,000平方メートル
--------------------------	--	-------------

別表第5に次のように加える。

平和台1丁目 地区地区整備 計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線（平和台1丁目地区地区整備計
--------------------------	--	---

	<p>画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。)において、道路境界線から15メートル以上、2号壁面線(平和台1丁目地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。)において、道路境界線から3メートル以上とする。</p>
--	--

別表第6に次のように加える。

平和台1丁目 地区地区整備 計画区域		31メートル
--------------------------	--	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 千葉県がその区域内における自転車利用者等に対して自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたこと等を踏まえ、市内における自転車利用者等に対しても自転車損害賠償保険等への加入を義務付けることにより、千葉県と本市における自転車の安全利用に関する規律の整合性を図るためである。

流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

流山市自転車の安全利用に関する条例（平成24年流山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (10) 自転車損害賠償保険等 自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

第3条第5号中「自転車事故保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第4条第4項を削る。

第6条第3項中「自転車事故保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第8条第1項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自転車利用者等は、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者等以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第 39 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	03279	東深井区画279号線	東深井字一ノ台502番21	
			同 所同 番15	
2	06046	中野久木区画46号線	中野久木字入谷津461番3	
			同 所462番2	
3	28062	西初石5丁目区画62号線	おおたかの森西四丁目175番44	
			同 所同 番13	
4	38139	駒木区画139号線	駒木1080番59	
			同所同 番49	
5	49022	流山8丁目区画22号線	流山8丁目1177番1	
			流山7丁目1179番	
6	66117	西平井区画117号線	西平井一丁目27番7	
			同 所同 番16	
7	66118	西平井区画118号線	西平井字堂面544番4	
			同 所同 番15	
8	81126	鱈ヶ崎区画126号線	鱈ヶ崎字背戸谷1715番1	
			同 所同 番4	

市道路線認定図



利根運河

1

一の台幼稚園

東深井地区公園

森の図書館

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
1	東深井区画279号線 市道03279号線	48.81m	5.00~15.01m

市道路線認定図

江戸川台駅



北部中学校

JA東葛中央
新川支店

2

富士見台5号公園

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
2	中野久木区画46号線 市道06046号線	67.01m	5.00m

市道路線認定図



おおたかの森
西1号公園

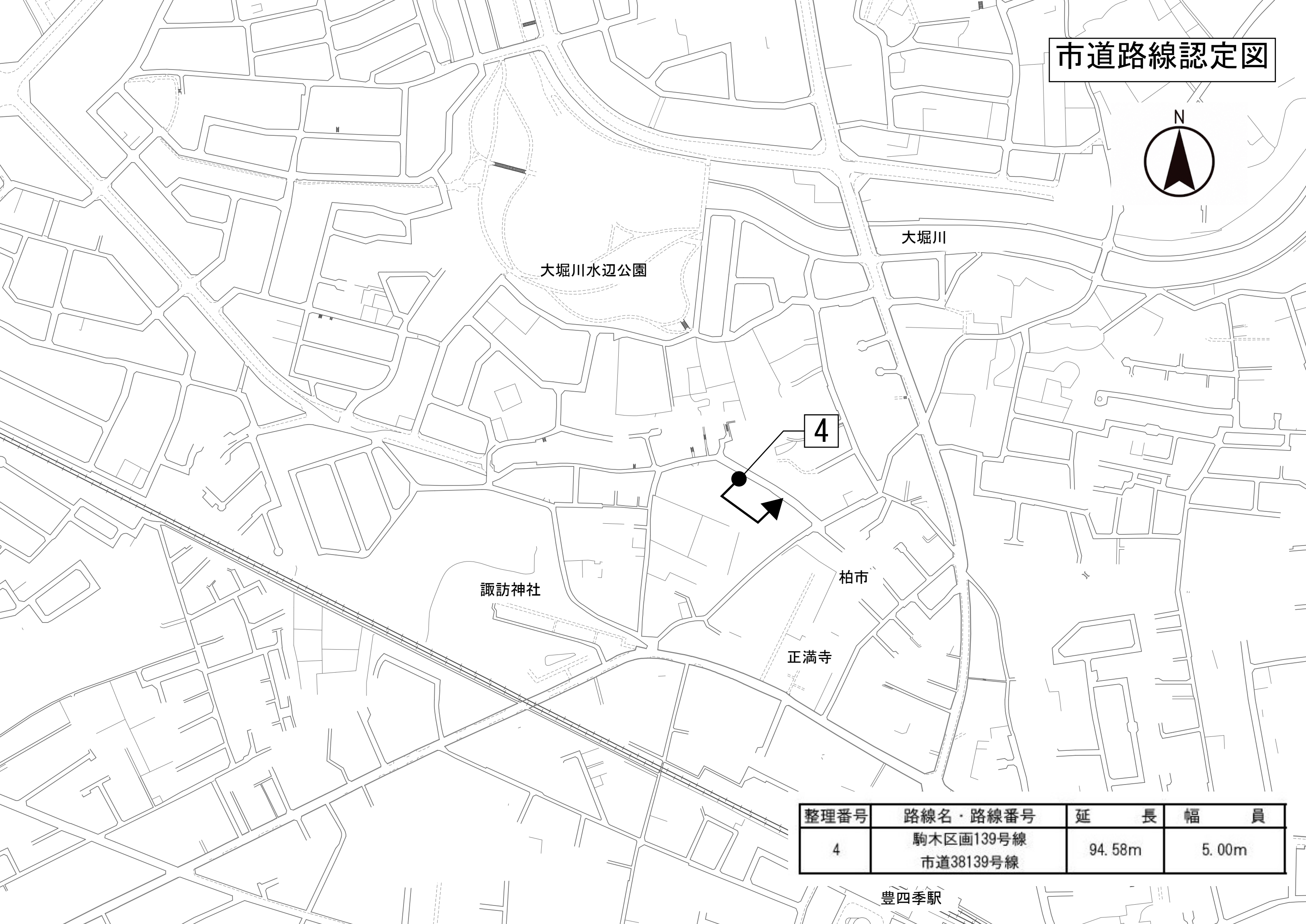
3

流山市上下水道局

流山おおたかの森駅

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
3	西初石5丁目区画62号線 市道28062号線	44.41m	4.00~4.01m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
4	駒木区画139号線 市道38139号線	94.58m	5.00m

豊四季駅

市道路線認定図



平和台駅

西平井浄水場

赤城神社

流山南高等学校

市営住宅
柳田団地

西平井3丁目

5

7

6

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
5	流山8丁目区画22号線 市道49022号線	27.92m	2.25m
6	西平井区画117号線 市道66117号線	54.44m	5.00~9.01m
7	西平井区画118号線 市道66118号線	74.85m	6.01~9.01m

市道路線認定図



みやぞの野鳥の池

坂川

8

みやぞの幼稚園

緒ヶ崎駅

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
8	緒ヶ崎区画126号線 市道81126号線	48.28m	5.00~15.01m

議案第 40 号

市道路線の廃止について

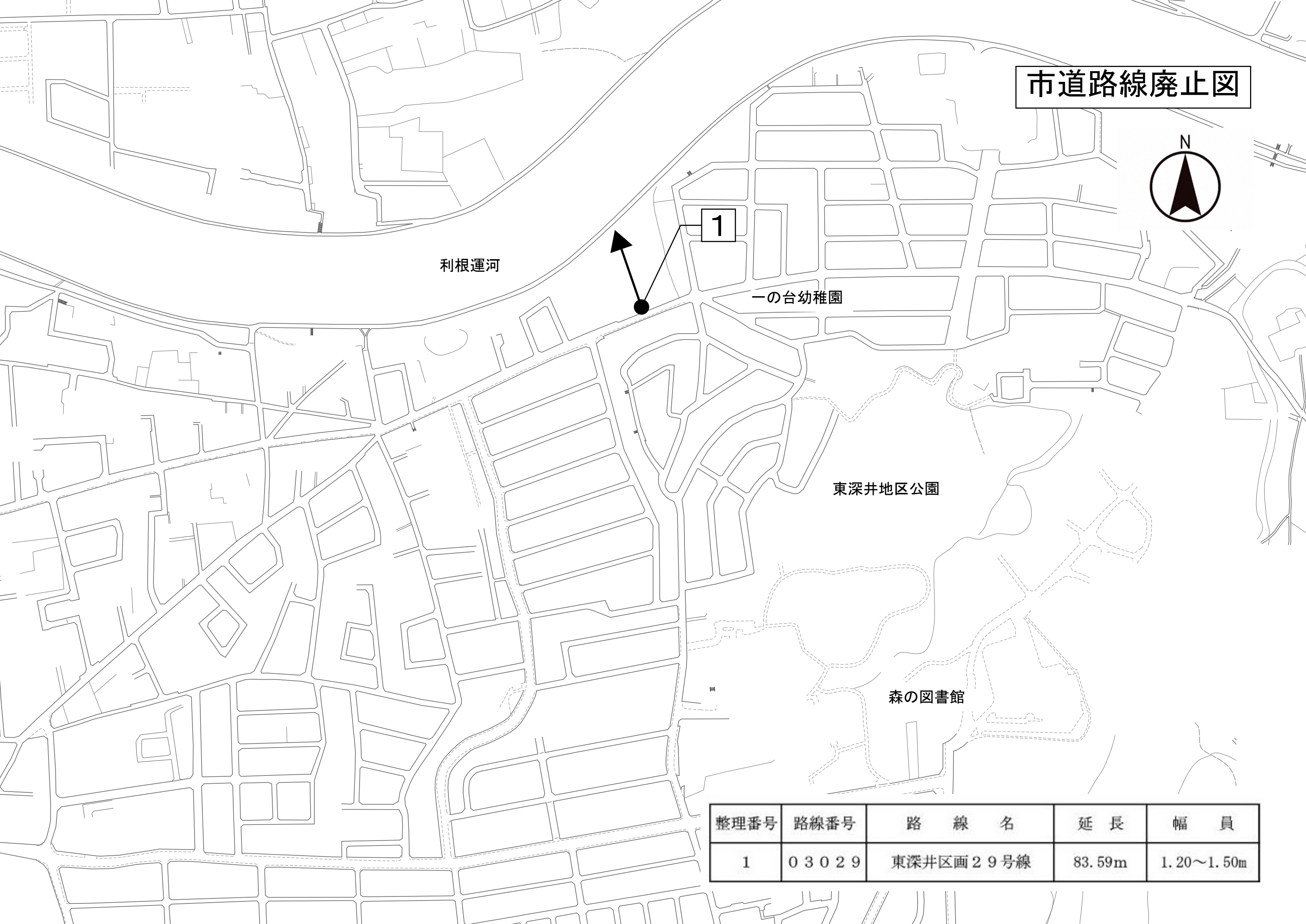
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	03029	東深井区画29号線	東深井字大橋662番1	
			東深井字一ノ坪503番2	
2	38021	駒木区画21号線	駒木字上駒木403番1	
			同 所402番1	
3	49001	流山8丁目区画1号線	流山8丁目1177番1	
			流山6丁目669番	

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
1	03029	東深井区画29号線	83.59m	1.20~1.50m

市道路線廃止図



八木北小学校

駒木
ふるさとの森

美田

大堀川
防災調節池

2

十太夫近隣公園

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
2	38021	駒木区画21号線	28.77m	2.00m

市道路線廃止図



江戸川

赤城神社

流山南高等学校

赤城福祉会館

3

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
3	49001	流山8丁目区画1号線	135.50m	1.50~5.00m

報告第 4 号

継続費繰越計算書について

令和3年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和3年度流山市一般会計継続費繰越計算書

番号	款	項	事業名	継続費額の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	繰越額	左の財源内訳				
					予算計上額	前年度繰越額	計					繰越金	特定財源			
					円	円	円						円	円	円	
1	3	民生費	2	児童福祉費	児童館・児童センター整備事業（建設工事・工事監理業務委託）	618,000,000	412,000,000	59,072,000	471,072,000	58,973,600	412,098,400	412,098,400	77,598,400	国庫支出金 92,700,000	市債 241,800,000	
2	4	衛生費	1	保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業（健康増進課 ワクチン接種分）（常設集団接種会場運営業務委託）	507,915,000	126,979,000		126,979,000	85,797,778	41,181,222	41,181,222		国庫支出金 41,181,222		
3	7	商工費	1	商工費	利根運河地区ツーリズム環境整備事業（旧割烹新川屋本館及び旧蔵整備工事耐震設計等業務委託）	15,000,000	3,000,000		3,000,000	2,207,700	792,300	792,300	792,300			
4	8	土木費	2	道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	2,216,593,000	473,822,000	307,715,000	781,537,000	366,758,787	414,778,213	414,778,213	28,686,213	国庫支出金 128,792,000	市債 257,300,000	
5			4	都市計画費	生産緑地に関する図書作成事業	10,000,000	3,500,000	941,000	4,441,000	1,584,000	2,857,000	2,857,000	2,857,000			
6					都市計画見直し事業	25,000,000	3,000,000	3,457,000	6,457,000	2,475,000	3,982,000	3,982,000	3,982,000			
7	9	消防費	1	消防費	中央消防署移転事業	195,000,000	66,000,000	1,108,300	67,108,300	53,798,800	13,309,500	13,309,500	13,309,500			
8	10	教育費	2	小学校費	新設小学校（おおたかの森地区）建設事業（設計業務委託）	199,980,000	99,990,000	26,696,000	126,686,000	59,996,000	66,690,000	66,690,000	16,690,000		市債 50,000,000	
9			3	中学校費	南流山中学校移転事業（設計業務委託）	200,343,000	154,144,000	6,952,000	161,096,000	49,077,000	112,019,000	112,019,000	43,419,000		市債 68,600,000	
10			5	社会教育費	南流山地域図書館整備事業（建設工事・工事監理業務委託）	962,200,000	625,040,000	88,608,000	713,648,000	88,460,400	625,187,600	625,187,600	156,387,600		市債 468,800,000	
11					南流山地域図書館整備事業（備品購入）	6,271,000	507,000		507,000		507,000	507,000	507,000			
合計						4,956,302,000	1,967,982,000	494,549,300	2,462,531,300	769,129,065	1,693,402,235	1,693,402,235	344,229,013	262,673,222	1,086,500,000	

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

令和3年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和3年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収特定財源	未収入国庫支出金	特定財源その他	一般財源	
				円	円	円	円	円	円	
1	2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務管理事業	528,000	528,000				528,000
2	3	民生費	1 社会福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業（社会福祉課 臨時特別給付金分）（国の追加補正分）	1,720,097,000	136,950,849		国庫支出金 136,950,849		
3			2 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業（子ども家庭課 児童措置分）	44,109,000	40,100,768		国庫支出金 40,100,768		
4				児童館・児童センター整備事業	22,256,000	22,256,000		国庫支出金 5,000,000	市債 13,700,000	3,556,000
5	4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業（健康増進課 ワクチン接種分）	756,271,000	192,155,738		国庫支出金 192,155,738		
6	6	農林水産業費	1 農業費	農業行政事務管理事業	80,000	62,000		県支出金 62,000		
7	7	商工費	1 商工費	流山本町・利根運河ツーリズム推進事業	3,570,000	3,500,000				3,500,000
8	8	土木費	1 土木管理費	宅地耐震化推進事業	5,544,000	5,544,000		国庫支出金 2,772,000		2,772,000
9			2 道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	3,920,000	3,711,000			市債 3,300,000	411,000
10				名都借跨線橋道路拡幅改良事業（国の追加補正分）	5,800,000	5,800,000		国庫支出金 2,871,000	市債 2,300,000	629,000
11				区画道路改良事業（国の追加補正分）	2,900,000	2,900,000		国庫支出金 1,430,000	市債 1,100,000	370,000
12				橋りょう補修事業	11,700,000	11,700,000		国庫支出金 4,290,000	市債 7,400,000	10,000
13			4 都市計画費	地域公共交通網形成事業	5,132,660	5,132,660				5,132,660
14				初石駅施設整備事業	176,947,000	176,947,000		国庫支出金 127,100,000	市債等 35,271,000	14,576,000
15				江戸川台駅東口周辺地区再整備事業	27,170,000	27,170,000		国庫支出金 11,000,000		16,170,000
16				運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理負担事業	63,694,000	10,474,334			市債 7,800,000	2,674,334
17				木地区一体型特定土地地区画整理事業	44,020,000	13,710,008			市債 10,200,000	3,510,008
18				都市計画道路3・4・9号南流山名都借線道路改良事業（国の追加補正分）	11,800,000	11,800,000		国庫支出金 5,830,000	市債 4,700,000	1,270,000
19				都市計画道路3・4・19号大畔美田線道路改良事業（国の追加補正分）	5,236,000	5,236,000		国庫支出金 2,530,000	市債 2,000,000	706,000
20				都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	38,900,000	34,206,370			市債 30,700,000	3,506,370
21				新たな賑わい空間創出事業	178,235,000	162,833,000		国庫支出金 56,520,000	市債 78,500,000	27,813,000
22			5 住宅費	空き家対策事業	7,000,000	7,000,000				7,000,000
23	9	消防費	1 消防費	ハザードマップ作成事業	6,314,000	6,314,000				6,314,000
24	10	教育費	1 教育総務費	ICT学習空間整備事業	275,000,000	275,000,000		国庫支出金 6,525,000	市債 15,400,000	253,075,000
25			2 小学校費	小学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	78,898,000	78,898,000		国庫支出金 13,558,000	市債 60,800,000	4,540,000
26			3 中学校費	中学校校舎等改修事業	8,360,000	8,360,000		国庫支出金 4,221,000	市債 3,700,000	439,000
27			5 社会教育費	（仮称）南流山地域図書館整備事業	33,383,000	33,383,000			市債 24,900,000	8,483,000
28			6 保健体育費	給食室等改修事業	67,376,000	67,376,000			市債 50,500,000	16,876,000
29				給食室等改修事業（国の追加補正分）	99,868,000	99,868,000		国庫支出金 23,737,000	市債 75,100,000	1,031,000
合 計					3,704,108,660	1,448,916,727		636,653,355	427,371,000	384,892,372

報告第 6 号

事故繰越し繰越計算書について

令和3年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和3年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

番号	款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
					支出済額	支出未済額			既 取 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
										国 支 出	県 金		
1	10 教育費	2 小学校費	八木北小学校校舎等建設事業	187,712,800	157,352,800	30,360,000	30,360,000					30,360,000	八木北小学校の屋内運動場増築を行うに当たり、擁壁改修工事の入札が不調となり、再入札の準備に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。令和4年5月に完了した。
2		5 社会教育費	おおたかの森子ども図書館維持管理事業	874,500		874,500	874,500					874,500	おおたかの森子ども図書館の自動ドア破損に伴う修繕を行うに当たり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、強化ガラス部分の製作納品に遅れが生じたことから、年度内の事業完了が困難となった。令和4年5月に完了した。
3		6 保健体育費	体育施設改修・整備事業	880,220	60,500	819,720	819,720					819,720	市民総合体育館（キッコーマン アリーナ）のメインアリーナ及びサブアリーナの傷んだ床部分の修繕を行うに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い当該施設を臨時医療施設として開設したことから、年度内の事業完了が困難となった。令和4年9月未完了予定
4			給食室等改修事業	469,010,700	215,660,700	253,350,000	253,350,000		国庫支出金 25,252,000	市債 224,200,000		3,898,000	長崎小学校調理場の建替工事を行うに当たり、当該工事の入札を実施したところ2度にわたり入札辞退による不調となったことから、工事着工が遅れ年度内の事業完了が困難となった。令和4年12月25日完了予定
				658,478,220	373,074,000	285,404,220	285,404,220		25,252,000	224,200,000		35,952,220	

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について

令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
							国県支出金	その他	
1	2 土地区画整理事業費	1 西平井・ 鱒ヶ崎地区 土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (家屋等調査業務委託)	2,937,000	1,390,000	円 一般会計繰入金 1,390,000	円	円	円
2		2 鱒ヶ崎・ 思井地区 土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (損失補償(電柱移設)等)	3,591,000	3,590,559	円 一般会計繰入金 3,590,559			
合計				6,528,000	4,980,559	4,980,559			

報告第 8 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和3年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな加資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	井戸施設設置工事（その2）	163,212,000		163,212,000	163,212,000					本工事は、条件を満たす入札参加者がいなかったことから、再度入札を行う必要が生じた。契約が当初予定より大幅に遅れたことにより、年度内の完成が困難となったため
		江戸川台主要配水管改良工事（R3-1工区）	95,550,000		95,550,000	95,550,000					既設埋設管が集中しており、配管計画に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		下花輪駒木線配水管改良工事（R3-1工区）	17,898,000		17,898,000	17,898,000					千葉県柏土木事務所発注による道路整備に伴う造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		西平井3丁目ほか配水管改良工事	91,852,000		91,852,000	91,852,000					流鉄（株）軌道下での充填工に伴う協議が難航し、年度内完成が困難となったため
		おおたかの森西四丁目ほか配水管改良工事（その2）	44,748,000		44,748,000	44,748,000					配水管材料の出荷停止に伴い、工事が一時中断したことより、年度内完成が困難となったため
		駒木配水管改良工事（R3-1工区）	47,190,000		47,190,000	47,190,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内着手が困難となったため
		向小金3丁目配水管改良工事（R3-1工区）	32,076,000		32,076,000	32,076,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		長崎1丁目配水管改良工事（R3-1工区）	44,022,000		44,022,000	44,022,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		おおたかの森西四丁目配水管改良工事（R3-1工区）	72,644,000		72,644,000	72,644,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内着手が困難となったため
		東深井配水管改良工事（その1）	16,619,000		16,619,000	16,619,000					先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		三輪野山5丁目ほか舗装本復旧工事	12,980,000		12,980,000	12,980,000					千葉県東葛飾土木事務所発注による道路整備に伴う造成工事の遅延により、迂回路の確保ができないことから、年度内着手が困難となったため
		東深井舗装本復旧工事	25,080,000		25,080,000	25,080,000					先行工事である東深井配水管改良工事（R3-1工区）の遅延により、年度内完成が困難となったため
		江戸川台東3丁目ほか舗装本復旧工事	8,623,000		8,623,000	8,623,000					先行工事である江戸川台主要配水管改良工事（R3-1工区）の遅延により、年度内着手が困難となったため
		水管橋施設簡易診断及び配水管改良工事実施設計委託	11,660,000		11,660,000	11,660,000					千葉県東葛飾土木事務所管轄である県道白井流山線の占用協議が難航し、年度内完了が困難となったため
		3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	加2丁目ほか主要配水管改良工事（R3-1工区）	61,289,000		61,289,000	35,439,000			25,850,000	
	運動公園周辺地区配水管拡張工事（R3-2工区）		44,935,000		44,935,000				44,935,000		区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことより、年度内完成が困難となったため
運動公園周辺地区配水管拡張工事（R3-3工区）	16,665,000			16,665,000				16,665,000		区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことより、年度内完成が困難となったため	
	運動公園周辺地区配水管拡張工事（R3-4工区）	36,965,000		36,965,000	11,965,000			25,000,000		区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことより、年度内完成が困難となったため	
合	計	844,008,000		844,008,000	731,558,000			112,450,000			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						損 留	益 保	勘 定 金	企 業 債			
1 水道事業 費用	1 営業費用	流山市上下水道局電話交換機 配線移設等業務委託	円 396,550	円	円 396,550	円 396,550	円	円	円	円		水道局内電話回線構成図の変更が急きよ必要となったが、作業に時間を要し、年度内での完了が困難となったため
		西平井浄水場小形無停電電源 装置修繕	1,848,000		1,848,000	1,848,000						新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、蓄電池の納入が遅れており、当初の履行期間内での完了が困難となったため
		西平井浄水場2号配水ポンプ ほか修繕	7,700,000		7,700,000	7,700,000						新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、ベアリング等の部品の納入が遅れており、当初の履行期間内での完了が困難となったため
合 計			9,944,550		9,944,550	9,944,550						

報告第 9 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和3年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越するたな卸資産の購入限度額	説明	
						損 益 勘 定 留 保 資 金	企 業 債	国 庫 助 金	工 事 費 金	繰 越 工 事 費				
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1	資本的支出	1 建設改良費	野田第5汚水枝線工事(E3-502)	22,690,000		22,690,000	3,790,000	9,450,000	9,450,000					電気機器等の資材調達に時間を要していることから、年度内完了が困難となったため
			第4汚水枝線工事(E3-401)	7,900,000		7,900,000	10,000	3,945,000	3,945,000					地権者との協議に時間を要し、未発注となっているため
			第7-4汚水枝線工事(E3-741)	94,710,000		94,710,000	6,610,000	44,050,000	44,050,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
			第7-4汚水枝線工事(E3-745)	56,904,000		56,904,000	19,204,000	18,850,000	18,850,000					近接工事との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
			第7-4汚水枝線工事(E3-746)	53,362,000		53,362,000	33,112,000		20,250,000					近接工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
			第7-4汚水枝線工事(E3-74A)	13,200,000		13,200,000		6,600,000	6,600,000					先行工事が遅延していることから、未発注となっているため
			第7-4汚水枝線工事(E3-74B)	14,649,000		14,649,000	5,649,000	4,500,000	4,500,000					先行工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
			第7-4汚水枝線工事(E3-74C)	19,200,000		19,200,000	9,200,000	5,000,000	5,000,000					先行工事が遅延していることから、未発注となっているため
			第7-6汚水枝線工事(E3-761)	80,000,000		80,000,000	24,700,000	15,300,000	40,000,000					千葉県との流域管接続協議に時間を要し、未発注となっているため
			第7-6汚水枝線工事(E3-762)	47,400,000		47,400,000	23,700,000		23,700,000					千葉県との流域管接続協議に時間を要し、未発注となっているため
			第9-4汚水枝線工事(E3-941)	95,800,000		95,800,000	44,500,000	25,650,000	25,650,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
			流山第2汚水枝線工事(T3-201)	66,650,000		66,650,000	15,950,000	25,350,000	25,350,000					先行するガス管移設工事が遅延し着工が遅れたことから、年度内完了が困難となったため
			流山第3汚水枝線工事(T3-301)	57,190,000		57,190,000	13,990,000	21,600,000	21,600,000					県道占用の協議に時間を要し着工が遅れたことから、年度内完了が困難となったため
			駒木第3汚水枝線工事(T3-301)	76,495,000		76,495,000	18,795,000	28,850,000	28,850,000					隣接する既設埋設管の埋戻し材が山砂であることが判明し、崩落しないよう慎重に作業を進めていることから、年度内完了が困難となったため
			大畔雨水幹線工事	10,887,000		10,887,000	10,887,000							先行する千葉県の道路築造工事が遅延していることから、年度内の着工が困難となったため
			南柏本州団地汚水管改築工事	32,043,000		32,043,000	2,043,000	15,000,000	15,000,000					国の1次補正予算に伴い令和4年度事業を令和3年度に前倒して実施するものであり、年度内完了が困難であるため
			第3-1舗装復旧工事(ER3-311)	32,240,000		32,240,000	4,130,000	14,055,000	14,055,000					民間開発工事との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
			第7-4舗装復旧工事(ER3-741)	23,100,000		23,100,000	3,100,000	10,000,000	10,000,000					先行する下水道工事が遅延したことから未発注となり、年度内完了が困難となったため
			流山第2汚水枝線工事ほかガス管移設補償	11,000,000	7,200,000	3,800,000	3,800,000							
	流山市公共下水道事業変更業務委託	14,410,000		6,578,000	6,578,000						7,832,000		当業務委託の成果物の製本に添付する、下水道事業計画変更協議申出の了承文書について、県からの取得に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため	
2	つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(汚水)	136,000,000	45,870,000	90,130,000		5,000,000	5,000,000	80,130,000				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため	
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(雨水)	387,000,000	95,000,000	285,360,000	50,000	7,500,000	131,730,000	146,080,000		6,640,000		区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため	
合 計			1,352,830,000	148,070,000	1,190,288,000	249,798,000	260,700,000	453,580,000	226,210,000		14,472,000			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						損 益 勘 定 保 留 資 金	企 業 債	国 庫 補 助 金	工 事 負 担 金	繰 越 工 事 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	向小金雨水幹線工事 (R2)	210,100,000		210,100,000	36,975,000		64,150,000	72,975,000	36,000,000			先行するガス管切廻し工事が遅延したことから、年度内に事業を完了することが困難となったため
		向小金雨水幹線工事 (R2) に伴うガス管切廻し補償	50,000,000		50,000,000	50,000,000							千葉県の道路拡幅工事との工程調整に時間を要したことから、年度内に事業を完了することが困難となったため
合 計			260,100,000		260,100,000	86,975,000		64,150,000	72,975,000	36,000,000			

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が、公務のため公用車で走行していたところ、相手方が所有し、運転する車両とすれ違った際、当該車両の右のサイドミラーと接触し、当該サイドミラーを損傷させたことによる物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 令和3年12月22日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市芝崎400番地先 |
| 4 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和解成立年月日 | 令和4年3月31日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額78,661円のうち23,598円を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 23,598円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月22日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | まちづくり推進部みどりの課の職員が、公務のため訪問した家の駐車場から公用車（市が賃借している自動車）で後進により出庫しようとした際、左後方の電柱に当該車両左後方のバンパー及びウインカー部が接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和4年1月24日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東深井1113番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
三菱HCキャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和4年4月22日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 339,746円 |

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月14日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 事 件 名 | 子ども家庭部子ども家庭課の職員が、公務のため公用車で丁字路の前の右折レーンを走行していたところ、右側の脇道から右折により出てきた相手方車両と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 令和3年10月22日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市おおたかの森西三丁目6番9地先 |
| 4 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和解成立年月日 | 令和4年3月14日 |
| 7 和解の要旨 | 市の損害額204,600円のうち、184,140円を相手方が負担する。 |
| 8 和解金額 | 184,140円 |

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市内小学校において、元講師の不適切な指導により、児童が精神的障害の診断を受けた事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 事 件 名 | 市内小学校において、元講師が小学校1年生の児童に対し、不適切な指導を行ったことにより、当該児童が心的外傷後ストレス障害・身体表現性障害の診断を受けた事件 |
| 2 発 生 年 月 日 | 平成29年11月6日 |
| 3 相 手 方 | (1) 流山市在住の児童1名及び親権者2名
(2) 東京都練馬区豊玉北6丁目14番1号
川上ハイツ1階
練馬・市民と子ども法律事務所
弁護士 村中 貴之（代理人） |
| 4 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 5 和解成立年月日 | 令和4年3月9日 |
| 6 和 解 の 要 旨 | 損害賠償金として、1,000,000円を市が支払う。 |
| 7 損 害 賠 償 額 | 1,000,000円 |